

緊急事態管理手順書

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 実施責任者 | 研究協力課長 | | |
| 制定年月日 | 2014/6/27 | 改訂年月日 | 2021/4/12 |

| | | | |
|-----------------------|----------|---------------------------|-----------|
| | 廃棄 | | 年 月 日 |
| 特定された 事故・緊急事態名 | X線の体外被ばく | 承認者 | 作成者 |
| | | <small>施設管理委員会委員長</small> | 実施責任者 |
| | | 印鑑不要 | 印鑑不要 |
| | | 2021/4/12 | 2021/4/12 |

【未然防止策】

- ・管理区域に立ち入る者は、教育訓練の受講者のみが取扱できるなどの利用者制限をする。
- ・X線からの距離を大きくする。
- ・X線を遮断する。
- ・被ばく時間を短くする。
- ・X線発生装置については、電離放射線障害防止規則に従う。

【応急処置・緩和処置】

- ・X線装置および利用X線ビームの方向や強度に異常を認めたときは、直ちにX線の発生を中止し、指導教員および装置管理責任者に連絡する。
- ・X線による被ばくを受けたと思われるときは、実験を中止し、指導教員および装置管理者に報告してその指示を受けること。

【連絡先等】

- ・指導教員
- ・装置管理者

【教育訓練・テストの内容・頻度・対象者責任者】

教育訓練：放射線障害防止のための教育訓練
 頻度：年1～2回
 対象者：放射線業務従事者